

岡山県に緊急事態宣言が発出されている期間における課外活動について

学生主事

岡山県に緊急事態宣言が発出されている期間の課外活動については、岡山県および岡山県教育庁からの制限に準じながら、以下の対応を取ります。

○県内・県外とも大会や試合等への参加は原則禁止

- ・ただし、公式大会（それに準ずるもの）については本校危機管理室に届け出た上で参加を認める場合があります。

○公式大会が控えている部・同好会については、感染症対策を徹底した上で活動を許可

- ・「控えている公式大会」は概ね1ヶ月以内に開催される公式大会とします。
- ・制限や対応の詳細については指導教員に指示します。

○公式大会が控えている部・同好会以外は、活動禁止

○本校に学外者（他校生徒学生・社会人等）を入れての試合や合同練習は禁止

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、技術・体力・モチベーション等の維持にとって難しい状況が続きますが、引き続き、協力をよろしくお願いします。

以上